

教第50号議案

神戸市学齡児童及び学齡生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市学齡児童及び学齡生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年12月21日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市学齡児童及び学齡生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齡児童及び学齡生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
原田	[略]	[略]	原田	[略]	[略]
(六甲町1～	西灘	味泥町（1番（18～20号）・8番（26～34	(六甲町1～	西灘	味泥町（1番（18～20号）・8番（26～34

<p>5, 稗原町1～3・4(1番・2番(1</p>	<p>号)を除く。), 灘浜町, 都通1～5, 船寺通1～6, 灘南通1～6, 摩耶埠頭</p>	<p>5, 稗原町1～3・4(1番・2番(1</p>	<p>号)を除く。), 灘浜町, 都通1～5, 船寺通1～6, 灘南通1～6, 岩屋南町, 岩屋中町1～5, 岩屋北町1</p>
<p>～5</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>号・17～22号)・3番), 永手町4・5, 森後町2・3, 琵琶町1～3, 下河原通1～5, 水道筋1(バス線以北)・2・3(バス線以</p>	<p>灘の浜 岩屋南町, 岩屋中町1～5, 岩屋北町1～7, 摩耶海岸通</p>	<p>号・17～22号)・3番), 永手町4・5, 森後町2・3, 琵琶町1～3, 下河原通1～5, 水道筋1(バス線以北)・2・3(バス線以</p>	<p>号)を除く。), 灘浜町, 都通1～5, 船寺通1～6, 灘南通1～6, 岩屋南町, 岩屋中町1～5, 岩屋北町1～7, 摩耶埠頭</p>

北) ・ 4 ～ 6, 中 原通 1 ～ 4, 倉石通 1 ～ 6, 篠 原南町 5 ( 8 ・ 9 番) ・ 6 ・ 7, 摩耶海 岸通を 除 く。))		
[略]	[略]	[略]
渚〔〔灘 区〕摩 耶海岸 通を加 える。〕	なぎさ	脇浜海岸通, 脇浜町 1 ( 1 ～ 3 番) ・ 2 ・ 3 ( 1 ～ 4 ・ 7 番)
[略]	[略]	[略]
小部	小部	鈴蘭台東町 1 ～ 4 ・ 5 ( 7 ・ 8 番), 鈴蘭台 北町 1 ～ 4 ・ 5 ( 7 ～

北) ・ 4 ～ 6, 中 原通 1 ～ 4, 倉石通 1 ～ 6, 篠 原南町 5 ( 8 ・ 9 番) ・ 6 ・ 7 を除 く。))		
[略]	[略]	[略]
渚	なぎさ	脇浜海岸通, 脇浜町 1 ( 1 ～ 3 番) ・ 2 ・ 3 ( 1 ～ 4 ・ 7 番), 〔灘 区〕摩耶海岸通
[略]	[略]	[略]
小部	小部	鈴蘭台東町 1 ～ 4 ・ 5 ( 7 ・ 8 番), 鈴蘭台 北町 1 ～ 4 ・ 5 ( 7 ～

		9・14・15・20番)・6(4・5・10・11・15番), 鈴蘭台西町4(1~4・5番(2・13~25・26(東部)))・5(1~15・17~19番)・6, 鈴蘭台南町9(9番を除く。), 山田町小部(桜の宮地区, 泉台地区, 北五葉地区, 天王谷川周辺, 成子地区, 柿ノ谷地区を除く。), 北五葉6(8番(1~17・36・37号を除く。)), 惣山町, 松宮台
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
鈴蘭台(南五葉3~6, 君影町6, 鈴蘭台南町8・9(9	鈴蘭台	鈴蘭台西町1~3・4(5番1・3~12・26(西部)・ <u>27~44号</u> , 6~17番), 鈴蘭台南町1~7
	[略]	[略]

		9・14・15・20番)・6(4・5・10・11・15番), 鈴蘭台西町4(1~4・5番(2・13~25・26(東部)・ <u>37号(北部)</u> ))・5(1~15・17~19番)・6, 鈴蘭台南町9(9番を除く。), 山田町小部(桜の宮地区, 泉台地区, 北五葉地区, 天王谷川周辺, 成子地区, 柿ノ谷地区を除く。), 北五葉6(8番(1~17・36・37号を除く。)), 惣山町, 松宮台
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
鈴蘭台(南五葉3~6, 君影町6, 鈴蘭台南町8・9(9	鈴蘭台	鈴蘭台西町1~3・4(5番1・3~12・26(西部)・ <u>27~36・37(南部)</u> ・ <u>38~44号</u> , 6~17番), 鈴蘭台南町1~7
	[略]	[略]

番) , 山田町 小部 (柿ノ 木谷地 区) を 除く。)			番) , 山田町 小部 (柿ノ 木谷地 区) を 除く。)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
多聞東	多聞東	学が丘 1 ~ 5	多聞東	多聞東	学が丘 2 ~ 5
	[略]	[略]	(学が 丘 1 を 加え る。)	[略]	[略]
本多聞 (本多 聞 1 を 加え る。)	多聞の 丘	本多聞 2 ~ 7	本多聞 (本多 聞 1 を 加え, 学が丘 1 を除 く。)	多聞南  本多聞	本多聞 5 ~ 7 , 学が丘 1  本多聞 2 ~ 4
	舞多聞	舞多聞東, 舞多聞西		舞多聞	舞多聞東, 舞多聞西

#### 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、小部の項及び鈴蘭台の項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 理 由

小学校の新設及び統合に伴う校区変更並びに住居表示の変更を反映するに当たり、規則を改正する必要があるため。